

第2回有識者会議でのヒアリングを踏まえた
厚生労働省からの補足説明

Q 1. 社会福祉法人において、評議員会の年間の開催回数は義務付けられているか。また、評議員会への出席は義務付けられているか。

補足説明1： 評議員会の運営については、社会福祉法第45条の9第1項において、「定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。」こととされており、最低、年1回は開催する義務をおっている。

また、社会福祉法第45条の9第6項において、「評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。」こととしており、評議員会において、決議を行うためには、議決に加わることができる評議員の出席が求められている。

Q 2. 社会福祉法人において、評議員と理事等の兼職は可能か。

補足説明2： 社会福祉法第40条（評議員の資格等）第2項において、「評議員は、役員（理事・監事）又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。」と規定している。

Q 3. 社会福祉法人において、評議員の開催日程と理事会の同日開催は可能か。

補足説明3： 社会福祉法第45条の9第10項（一般法人法181条、182条の読み替え規定）により、評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、評議員会の招集（日時等）を決定した上、評議員会の日の1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに評議員に対して、書面でその通知を発しなればならず、原則として理事会と評議員会は別日で開催することとしている。

ただし、評議員会と理事会のいずれも評議員や理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集手続の省略が可能であり（社会福祉法第45条の9第10項、第45条の14第9項（一般法人法183条、94条の読み替え規定））、招集の手続を省略することによって、同日開催とすることは可能となっている。

Q 4. 社会福祉法人において、役員等の理事会や評議員会への代理出席は可能か。また、その内容は法人等へ周知されているか。

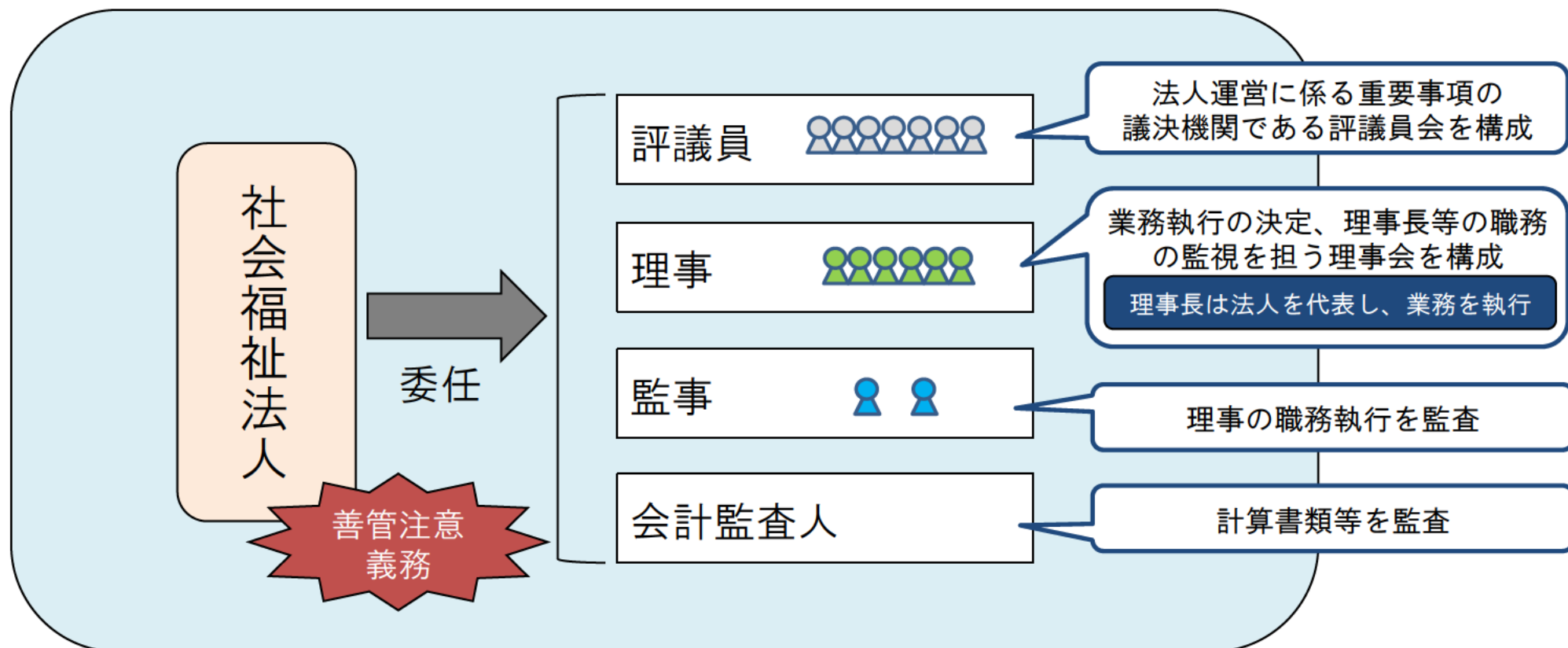
補足説明4： 法人役員等にはその個人的な能力や資質に着目し、法人運営等を委任されている者であることから（社会福祉法第38条）、自ら理事会や評議員会へ出席することが求められており、代理出席は認められていない。

当該内容については、社会福祉法人制度改革に関する制度説明会の際に都道府県等の所轄庁を通じて法人に対しても周知しており、当該説明資料については厚生労働省ホームページにおいても掲載している。

社会福祉法人制度改革について

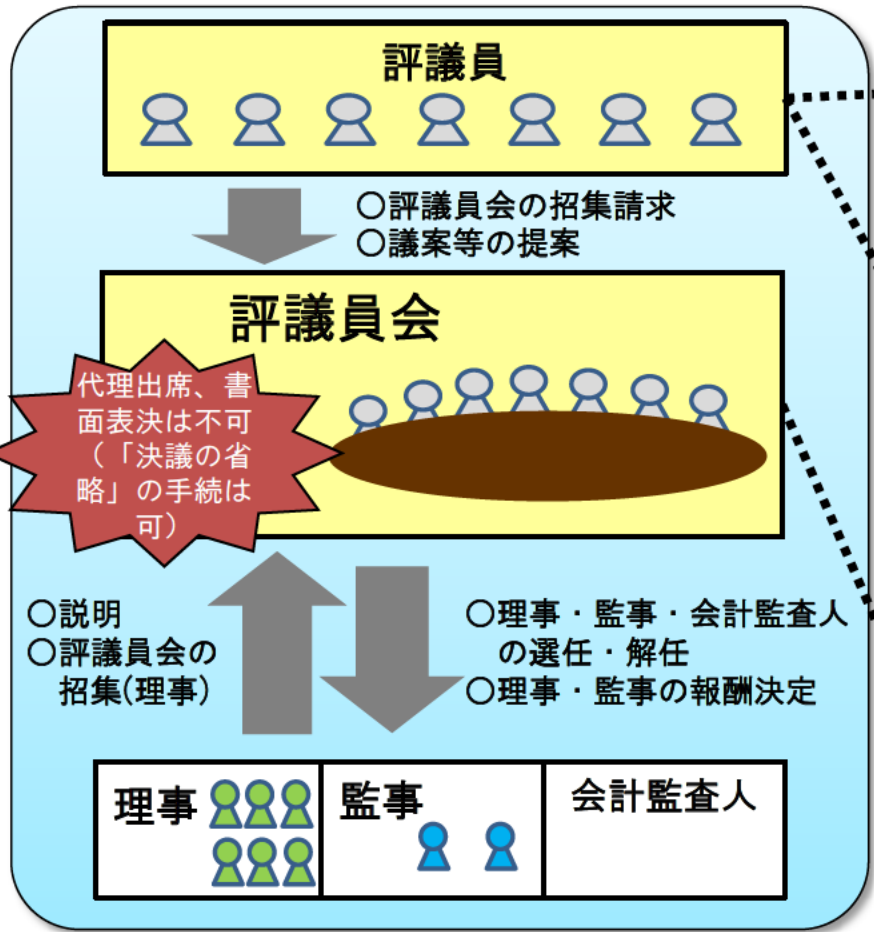
理事、監事、会計監査人、評議員と法人との関係

- 法人とその理事、監事、会計監査人及び評議員は、委任の関係にある。
- 民法の規定により、委任を受けた者（受任者＝理事・監事・会計監査人・評議員）は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」（＝善管注意義務）を負う。
- このため、理事、監事、会計監査人及び評議員は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められる。



評議員・評議員会

- 評議員会は、これまでの諮問機関とは異なり、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員の選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられることとなる。
- 従来の評議員会に対し諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定される（法第45条の8第2項）。
- なお、法律において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しない（同条第3項）。



【評議員の選任・解任】

- ・ 定款で定める方法による。ただし、理事・理事会が評議員を選任・解任する旨の定款の定めは無効

【評議員の権限（主なもの）】

- ・ 評議員会の理事に対する招集請求（理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、所轄庁の許可を得て自ら招集できる。）
- ・ 議題提案権（議題提案権の行使は、評議員会の4週間前まで）
- ・ 議案提案権（評議員会の場で、議題の範囲内で議案の提案が可能）

【評議員の義務】

- ・ 善管注意義務

【評議員の責任】

- ・ 損害賠償責任、特別背任罪等

【評議員会の権限（主なもの）】

- ・ 理事、監事、会計監査人の選任・解任
- ・ 定款の変更、計算書類の承認、社会福祉充実計画の承認、合併の承認、役員の報酬の決定等
- ※監事の解任、定款の変更、合併の承認については2/3の多数による決議が必要
- ※報酬の決定は、定款に額が定められていないときに限る。

理事会

○理事会の権限等

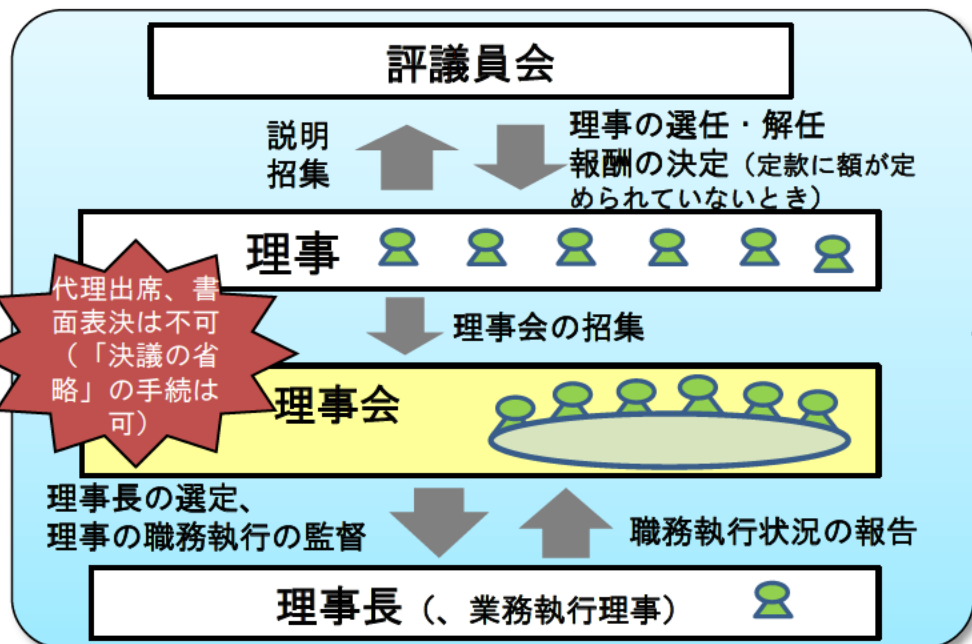
- ・ 理事会は、全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うこととなる。
- ・ 法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はない。

① 理事会の職務

- (ア) 業務執行の決定（法第45条の13第2項第1号）
- (イ) 理事の職務執行の監督（法第45条の13第2項第2号）
- (ウ) 理事長の選定および解職（法第45条の13第2項第3号及び同条第3項）

② 理事に委任することができない事項

- ・ 社会福祉法人においては、重要な財産の処分及び譲り受け等、法第45条の13第4項各号に列挙されている事項についての決定を理事に委任することができないこととしている（同条第4項）。これは、一部の理事による専横や複数の理事が法人の運営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生ずるのを避けるためである。



【理事会の権限（主なもの）】

- ・ 法人の業務執行の決定
 - ・ 理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職
 - ・ 利益相反取引の承認、計算書類・事業報告の承認
- ※ 以下の重要事項の決定は理事に委任できない。
- ① 重要な財産の処分及び譲受け
 - ② 多額の借財
 - ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ⑤ 内部管理体制
 - ⑥ 定款の定めに基づく役員等の責任の免除